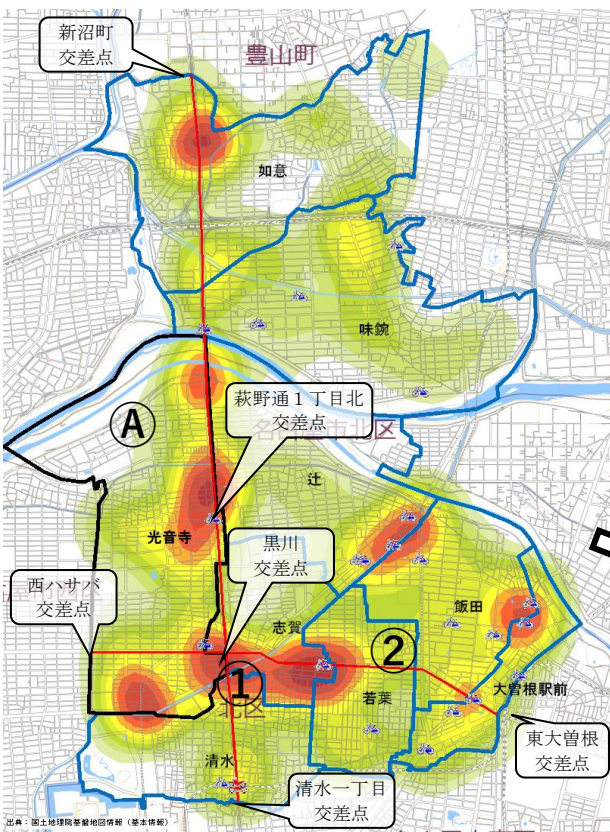
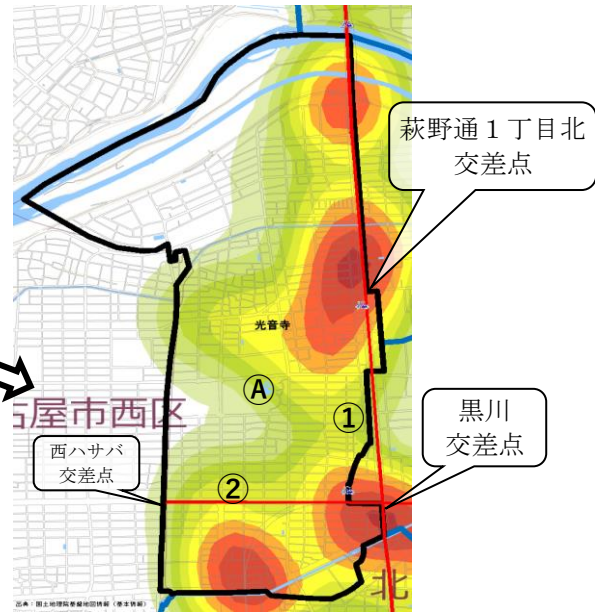


令和7年自転車指導啓発重点地区及び路線

北警察署



令和6年11月1日 道路交通法の改正
自転車利用時の
「ながらスマホ」と「酒気帯び運転」
罰則強化！！



選定理由

①	【重点地区】
光音寺交番管内	

選定理由
黒川駅及び国道41号を中心に交通事故が多発しており、他の交番管内と比較しても突出して交通事故が多発しているため。

②	国道41号
清水一丁目交差点	～ 新沼町交差点
5,400 m	

選定理由
自転車の通行量も多く、同路線において交通死亡事故が2件発生している交通事故多発路線であるため。

③	主要地方道名古屋環状線
西ハサバ交差点	～ 東大曾根交差点
3,400 m	

選定理由
路線には地下鉄の駅が点在し又、ターミナル駅である大曾根駅があることから通勤・通学などの交通量も多く交通事故多発路線であるため。

自転車事故件数			
区分	R4.1 ～R6.10	北警察署 管内	
		重傷事故	死亡事故
自転車関連事故	396	24	2

凡例

- 自転車事故密度分布
低 高
- 自転車指導啓発重点地区
- 自転車指導啓発重点路線
- 重傷事故発生場所
- 死亡事故発生場所